

議案第16号

南丹市健幸まちづくり推進協議会条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年2月2日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市健幸まちづくり推進協議会条例の一部を改正する条例

南丹市健幸まちづくり推進協議会条例(平成26年南丹市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、<u>住民の健康づくりと幸せなまちづくりのため総合的な方策を研究協議し、地域の实情に応じた対策に関し市長に助言し、その推進を図る。</u></p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、<u>次に掲げる事項を所管する</u></p> <p>_____</p> <p>_____。</p> <p>(1) <u>住民の健康と福祉の推進に寄与するための総合的な方策を研究協議し、地域の实情に応じた対策について市長に助言するとともに、その推進を図ること。</u></p> <p>(2) <u>健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項</u></p>

	<p><u>に規定する市町村食育推進計画の策定に関すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</u></p> <p>2 <u>協議会は、前項各号に掲げる事項を遂行するに当たり、必要に応じて南丹市健幸まちづくり庁内推進本部設置要綱(令和7年南丹市訓令第1号)第1条に規定する南丹市健幸まちづくり庁内推進本部と連携をするものとする。</u></p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(南丹市健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例の廃止)
- 2 南丹市健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例（平成28年南丹市条例第11号）は、廃止する。